

第4節 ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステムの取組状況

〈エコライフ推進課 地球環境・新エネルギー室〉

1 ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステム

環境こだわり県として環境優先の理念で県政を推進するとともに、地域における事業者、消費者として率先して環境改善行動を進め、持続可能な社会に転換していく環境ムーヴメントを県全体に大きく広げていくことが重要です。

その証として、ISO14001に基づく滋賀県庁環境マネジメントシステム（EMS）の構築、運用を進め、県庁のすべての機関（県警を除く）に適用しています。

今後も、EMSの適切な運用と継続的な改善を図り、環境こだわり県を推進する足固めとしていきます。

【認証範囲拡大の経過】

- 認証取得 平成10年3月6日 工業技術総合センター(都道府県の機関として全国初の認証取得)
- 範囲拡大 平成12年3月6日 本庁に拡大
- 範囲拡大 平成13年2月23日 地方行政機関等に拡大、登録の更新
- 範囲拡大 平成14年3月8日 その他の機関等に拡大
- 範囲拡大 平成15年3月28日 県立3病院に拡大
- 登録証更新 平成16年2月27日 登録の更新
- 範囲拡大 平成16年3月19日 県立大学に拡大（県警を除く県のすべての機関が認証取得範囲となる）

なお、EMSを効果的に実施運用するための環境管理体制を整備しています。

●おもな管理組織

| | |
|----------|------------------------|
| 環境管理統括者 | 知事 |
| 環境監査統括者 | 副知事 |
| 副環境管理統括者 | 琵琶湖環境部長 |
| 環境管理総責任者 | 琵琶湖環境部長 |
| 環境管理委員会 | 部局次長、（地域）振興局副局長、県事務所次長 |

●おもな実行組織

| | |
|-----------|-------------------------|
| 環境管理責任者 | 部局長、（地域）振興局長、県事務所長 |
| 環境管理推進員 | 幹事課長、（地域）振興局・県事務所環境担当課長 |
| 環境管理実行責任者 | 所属長 |



ISO14001 環 境 方 針

1 基本理念

わが国最大の湖・琵琶湖を擁する滋賀県の豊かな環境は、かけがえのない資産です。

しかし、私たちはその価値と自らも自然の一員であるということを忘れ、あたかも自然を支配できるかのごとく、豊かさと便利さを求めてきました。

こうした考え方や志向は、大量消費を前提にした社会経済活動と生活様式の定着につながることになり、結果として、広範な環境負荷を生じさせ、地域環境のみならず、人類の生存基盤である地球環境を悪化させており、将来世代に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

今こそ、私たちは、これまでの人間中心の自然観を反省し、日常の生活や事業活動を環境保全という視点で根本的に見直し、暮らいや事業活動の中で、誰もが自然に環境改善に取り組むことができる「環境を内部化した社会」を構築し、あらゆる環境負荷を低減するための具体的な行動を起こしていかなければなりません。

県は、総合的な地域経営の主体として、環境へのこだわりを重視した県政を進めるとともに、地域最大の事業者、消費者として、法令の遵守や汚染の未然防止はもとより、率先して環境改善の取組を進めます。

さらに、これまでに培われてきた環境自治の気風をもとにして、県民、事業者、市町村等の主体的な取組と協働し、「自然と人間がともに輝くモデル創造立県・滋賀」を目指し、持続可能な発展をする社会を構築することにより、湖国における健全で質の高い環境の確保と地球環境の保全をめざして挑戦していきます。

2 基本方針

(1) 総合的な環境保全施策の推進

- ・新滋賀県環境総合計画の戦略プロジェクトを計画的、効果的に推進します。

(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施

- ・環境配慮指針の活用等により、公共事業等の事務事業の実施に伴う環境負荷を低減します。

(3) 県民等の環境保全活動の推進、環境関連施策等への県民参画の推進

- ・県民、事業者の自発的な環境保全活動を推進するための必要な支援を行います。
- ・環境に影響を及ぼすと認められる施策等に関し、情報の提供や意見の把握など県民の参画機会を充実します。

(4) 環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）の推進

- ・庁舎の管理や事務活動において、省資源、省エネルギーの取組や新エネルギーの導入等を推進し、環境負荷を低減します。

(5) 地域における環境づくりの推進

- ・地域の特性を踏まえ、県民、事業者、行政の協働により健全で質の高い地域環境づくりを推進します。

以上の取組を確実なものとするために、環境マネジメントシステムに係る、環境目的、環境目標等を定めて、全職員の参加の下に推進するとともに、定期的に検証し、見直しを行い、継続的な改善を図ります。

平成18年7月20日

滋賀県知事

嘉田由紀子

2 滋賀県庁環境マネジメントシステムの目的・目標

| 1 総合的な環境保全施策の推進 | |
|--|--|
| [目的] 新滋賀県環境総合計画に基づく戦略プロジェクトを計画的、効果的に推進する | [目標] (1)環境を支える人づくりを進める。 (2)資源循環型社会の実現を図る。 (3)琵琶湖と流域の環境の回復を図る。 (4)環境リスクの低減を図る。 (5)環境保全への基盤づくりを進める。 |
| 2 事業活動における積極的な環境配慮の実施 | |
| [目的] 環境配慮指針の活用等により、公共事業等の事務事業の実施に伴う環境負荷を低減する | [目標] (1)環境配慮指針を継続的に実施する。 (2)公共事業に係る生物環境への配慮制度を継続的に実施する。 (3)建設廃棄物の再生利用率の向上を図る。 (4)県有施設建物のストックマネジメントシステムの構築を図る。 |
| 3 県民等の環境保全活動の推進、環境関連施策等への県民参画の推進 | |
| [目的] (1)県民、事業者の自発的な環境保全活動を推進する | [目標] 県民等の環境に配慮した実践活動を支援する施策を計画的に実施する。 |
| [目的] (2)環境関連施策等への県民参画を推進する | [目標] 環境関連施策に係る計画の策定過程等での県民参画を推進する |
| 4 グリーン・オフィス滋賀の推進 | |
| [目的] (1)グリーン購入を推進する | [目標] ①「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、物品等を調達する。 ②グリーン購入の普及、啓発：グリーン購入の普及、啓発を推進する。 |
| [目的] (2)省エネルギーを推進する | [目標] ①電気使用量の削減：電気の使用量を平成15年度の実績以下とする。 ②水使用量の削減：水道の使用量を平成15年度の実績以下とする。 ③ガス使用量の削減：ガスの使用量を平成15年度の実績程度とする。 ④燃料の使用抑制：燃料の使用量を平成15年度の実績以下とする。 |
| [目的] (3)省資源を推進し、リサイクルの推進・ごみの減量化を図る | [目標] ①用紙類使用量の削減 ：内部事務の5割を電子化する。府内向け印刷物の紙使用量を平成13年度比で5割削減する。 ：すべての印刷物（特殊なものを除く）に再生紙を使用する。 （印刷物の古紙配合率を100%とする。また再生上質紙を使用する印刷物は白色度を70%以下とする。） ②事務用品等の削減 ：必要量の即時交付、物品の長期使用を図り、事務用品等の削減を徹底する。 ③リサイクルの徹底 ：可燃ごみの排出量を平成15年度の実績以下とする。 ④ごみの減量化 ：可燃ごみの排出量を平成15年度の実績以下とする。 ⑤執務室、コピー室、廊下の美化 |
| [目的] (4)新エネルギーの導入を推進する | [目標] 県庁舎や各機関で、太陽光発電など新エネルギーの導入を推進する。 |
| 5 地域における環境づくりの推進 | |
| [目的] 地域で協働により健全で質の高い地域環境づくりを推進する | [目標] [大津・志賀地域] 環境にやさしい循環型の暮らしづくり [南部地域] ふるさとの自然と水をよみがえらせよう [甲賀地域] 人の環で進めよう鹿深の里づくり [東近江地域] 「エコ・パーク」をめざした環境づくり [湖東地域] パートナーシップで築く、自然と共生した湖東地域づくり [湖北地域] 「水のある風景」と「田園風景」を守る環境づくり [高島地域] 見直そう自然の恵み－湖西からの発信－ |